

第5章 市民と行政がともに築くまち

第1節 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります

（基本方針）

これからは、地域の実情に合った豊かさと安らぎを実感できるまちづくりが求められていきます。

このため、まちづくりの主役である市民が政策形成段階からまちづくりに参加することが極めて重要です。企業を含めたあらゆる市民と行政の協働を市政運営の基本におき、まちづくりを進めます。

（その他実施事業）

番号	事業名 (課名)	事業の概要
(1)	パブリック・コメント制度の確立 (企画政策課)	市民生活に大きく関わる事案や条例の制度化に当たり、事前にその案を公表し、市民の意見を聞き、その意見を意思決定に反映させる制度を導入します。
(2)	市民参加制度の確立 (企画政策課)	分権時代の市政運営の理念や市民と行政の役割分担などについての条例化、行政への市民参加のルールづくり、政策評価制度の導入などについて、市民と共同で研究を進め、制度の確立を目指します。
(3)	パートナーシップによるまちづくり 検討事業 (都市政策室)	地域主体のまちづくりにおける市民と行政とのパートナーシップのあり方や仕組みづくりに向け、大学や研究機関と共同研究を進めます。

第2節 まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

（基本方針）

まちづくりのための多様で主体的な市民活動が広がりを見せています。新しいコミュニティとも言うべきこれらの活動と行政とのパートナーシップの構築は、これからの時代の協働によるまちづくりの重要なテーマとなっていることから、こうした市民活動の振興を図ります。

（5ヵ年計画事業）

番号	事業名 (課名)	12年度末 現況	計画目標	
			事業の概要	平成13年度～17年度 (前期) (後期)
1	自治会等集会施設 整備等助成事業 (地域振興課)	新築 1件 改修 3件 借上 5件 倉庫 1件	自治会活動支援のため、自治会集会施設の整備に対する一部補助、及び集会施設の借り上げに対する一部補助を行います。	☐ 整備事業の促進
2	ボランティア・市民活動センター事業 (ボランティア支援課)	未設置	市民、ボランティアグループ、市民活動団体の交流や情報提供等の場を2ヵ所設置するなど、地域の拠点づくりに取り組みます。	☐ 設置 ☐ 設置

（その他実施事業）

番号	事業名 (課名)	事業の概要
(1)	コミュニティ活動推進事業 (地域振興課)	地域における市民相互のふれあいと連帯を促進するため、自治会等が共同で行うコミュニティ活動の経費の一部を補助します。
(2)	自治会加入の促進 (地域振興課)	行政との協働体制の推進に向け、自治会活動の一層の活性化を図るため、自治会の会員確保の取り組みを支援します。
(3)	ボランティア活動等啓発事業 (ボランティア支援課)	研修会、体験イベント、講演会などを開催することにより、ボランティア活動に対する啓発事業を行います。

第3節 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します

(基本方針)

地方分権が本格的に進むなか、市の行政サービスが市民の多様なニーズに即応し迅速かつ総合的で、市民の自主的な選択に基づいた個性的なものとなることが求められています。このようなサービスが提供できるような行政体制に整備するため、不断の行政改革を進めていきます。

(5ヵ年計画事業)

番号	事業名 (課名)	12年度末 現況	計画目標	
			事業の概要	平成13年度～17年度 (前期) (後期)
1	行政改革大綱の改定 (行政改革推進課)	検討	分権の時代に合った効率的で質の高い行財政運営に向け、現行の行政改革大綱を見直し、これに基づき行政改革を進めます。	☐ 行財政改革懇話会設置 ☐ 策定

(その他実施事業)

番号	事業名 (課名)	事業の概要
(1)	人材育成基本方針の改定 (職員研修所)	新たな課題に積極的に取り組む姿勢を持ち、創造力や柔軟性、専門知識等を備えた人材を育成するため、現行の人材育成基本方針を時代の要請にかなう内容に改定します。

第4節 情報通信技術を市民生活の向上に活かします

（基本方針）

情報通信技術は市民生活の向上や社会経済活動の発展に不可欠なものとなっています。誰もが安心して情報通信技術を活用して快適な生活を送れるよう、地域の情報化を進めるとともに、情報通信技術を最大限活用し、様々な分野での市民サービスの向上に取り組んでいきます。

（5ヵ年計画事業）

番号	事業名 (課名)	12年度末 現況	計画目標	
			事業の概要	平成13年度～17年度 (前期) (後期)
1	情報化整備事業 (情報システム課)	一部実施	庁内LANをはじめ、市の情報化における基盤となる設備やシステム等の整備を行うとともに、情報化の拠点となる情報プラザを開設・運営し、地域の情報化を推進します。	☐ 設備、施設の充実 ☐ 適用システムの拡大 ☐ 情報プラザ整備
2	情報化推進人材育成事業 (情報システム課)	一部実施	地域における情報化を推進するため、IT講習会の開催をはじめ、多くの市民が情報化の恩恵を享受できるよう人材の育成に係る施策を推進します。	☐ 情報化アドバイザー研修 ☐ IT講習会
3	システムセキュリティ構築事業 (情報システム課)	調査	地域ITの推進に伴い、これまで以上に必要となるコンピュータ・セキュリティ対策（危機管理・安全対策）及び個人情報の保護対策を講じます。	☐ 調査 ☐ 指針等の作成 ☐ 導入計画作成 ☐ 導入（実施）

（その他実施事業）

番号	事業名 (課名)	事業の概要
(1)	申請・届出等オンライン化推進事業 (情報システム課)	法令等に基づく事務について、市民からの各種申請や届出をインターネット等を利用してできるよう、個人認証基盤の整備等も含めて、必要な環境を整備します。
(2)	住民基本台帳ネットワークシステム整備事業 (情報システム課)	住民基本台帳法に基づく事務の広域化・効率化による市民の利便性の向上等を目指し、住民基本台帳ネットワークシステムを整備します。
(3)	地理情報システム活用促進事業 (都市政策室)	図面管理の効率化及び市民サービスの向上を図るため、必要な情報を簡単に検索したり、様々なデータを総合化できる地理情報システム（統合型GIS）の整備を推進します。